２　法第十一条第一項後段の規定により安全管理規程の変更の届出をしようとする者は、変更後の安全管理規程の実施の日までに、次に掲げる事項を記載した安全管理規程変更届出書及び変更後の安全管理規程を提出しなければならない。

一～四　（略）

（安全管理規程の内容）

第十三条　法第十一条第二項の国土交通省令で定める安全管理規程の内容は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項

イ　（略）

ロ　船舶の運航の管理に関する次に掲げる事項

(1)　運航計画、配船計画及び配乗計画の作成、改定及び臨時変更の際における船員の労働時間の確認その他の安全性の確認に関する事項

(2)～(6)　（略）

ハ～チ　（略）

四・五　（略）

（安全統括管理者の要件）

第十三条の二　法第十一条第二項第四号の国土交通省令で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。

一　（略）

二　法第十一条第七項の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこと。

（運航管理者の要件）

第十三条の三　法第十一条第二項第五号の国土交通省令で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。

一・二　（略）

三　法第十一条第七項の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこと。

（安全統括管理者及び運航管理者の選任及び解任の届出）

第十四条　法第十一条第五項の規定により、安全統括管理者又は運航管理者の選任又は解任の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した安全統括管理者（運航管理者）選任（解任）届出書を提出しなければならない。

一～四　（略）

２　（略）

（承継の届出）

第十五条　法第十三条第二項の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した承継届出書を提出するものとする。

一～五　（略）

２　（略）

（内航船舶の表示）

第十六条　法第十五条の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　（略）

２　法第九条第一項後段の規定により安全管理規程の変更の届出をしようとする者は、変更後の安全管理規程の実施の日までに、次に掲げる事項を記載した安全管理規程変更届出書及び変更後の安全管理規程を提出しなければならない。

一～四　（略）

（安全管理規程の内容）

第十三条　法第九条第二項の国土交通省令で定める安全管理規程の内容は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項

イ　（略）

ロ　船舶の運航の管理に関する次に掲げる事項

(1)　運航計画、配船計画及び配乗計画の作成、改定及び臨時変更の際における安全性の確認に関する事項

(2)～(6)　（略）

ハ～チ　（略）

四・五　（略）

（安全統括管理者の要件）

第十三条の二　法第九条第二項第四号の国土交通省令で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。

一　（略）

二　法第九条第七項の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこと。

（運航管理者の要件）

第十三条の三　法第九条第二項第五号の国土交通省令で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。

一・二　（略）

三　法第九条第七項の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこと。

（安全統括管理者及び運航管理者の選任及び解任の届出）

第十四条　法第九条第五項の規定により、安全統括管理者又は運航管理者の選任又は解任の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した安全統括管理者（運航管理者）選任（解任）届出書を提出しなければならない。

一～四　（略）

２　（略）

（承継の届出）

第十五条　法第十条第二項の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した承継届出書を提出するものとする。

一～五　（略）

２　（略）

（内航船舶の表示）

第十六条　法第二十一条の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　（略）